

ゴルファー保険 補償の説明

■賠償責任

『保険金をお支払いする主な場合』

ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

『保険金をお支払いできない主な場合』

- ① 故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑦ 自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)

など

(※)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。

■ゴルファー自身のケガの補償

『保険金をお支払いする主な場合』

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支

払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金の額=保険金額の全額

② 後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の 3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

後遺障害保険金の額=保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(3%~100%)

③ 入院保険金

平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき保険金額の 1,000 分の 1.5 を乗じた金額をお支払いします。

入院保険金の額=保険金額×1.5/1000×入院日数（事故の発生の日から 180 日以内）

④ 通院保険金

平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき保険金額の 1,000 分の 1.0 を乗じた金額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復した時以降の通院はお支払いの対象となりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

通院保険金の額=保険金額×1.0/1000×通院日数

（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度）

（注）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても重複して通院保険金をお支払いしません。

『保険金をお支払いできない主な場合』

- ① 故意または重大な過失に起因するケガ
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ
- ③ 脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ
- ④ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- ⑤ 地震、噴火または津波に起因するケガ
- ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないものなど

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

■ゴルフ用品

『保険金をお支払いする主な場合』

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

- ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)
- ② ゴルフクラブの破損または曲損

(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。

『保険金をお支払いできない主な場合』

- ① 故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害
- ③ 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害
- ⑥ ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害
など

■ホールインワン・アルバトロス費用

『保険金をお支払いする主な場合』

日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。

- ① 贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)
- ② 祝賀会費用(※3)
- ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)

(※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で 9 ホール以上を有し、かつ、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

(※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者 1 名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、基準打数(パー)35 以上の 9 ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35 以上の 9 ホール(ハーフ)を含む 18 ホールを正規にラウンドすることをいいます。

(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から 3 か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から 1 年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

(注 1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)

(注 2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金の支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

★ご注意ください!

キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。

- ① そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合
 - ② 会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合
 - ③ ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第 1 打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合
 - ④ 同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合
- (※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

『保険金をお支払いできない主な場合』

- ① ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバト

ロス

③ 日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス
など

(注) 賠償責任、用品損害、ホールインワン・アルバトロス費用等の補償を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします(ケガの補償に関する部分を除きます。)。ただし、加入者証等記載の保険金額を限度とします。

用語のご説明

【ゴルフ場】

ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金を徴するものをいいます。(注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。

【ゴルフ場敷地内】

ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

【ゴルフ用品】

ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。

ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。

【目撃】

ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

【免責金額】

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

【傷害(ケガ)】

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。